

## 九州農政局男女共同参画推進本部設置要領

平成13年	7月30日	施行
平成14年	5月20日	改正
平成15年	7月1日	改正
平成16年	11月8日	改正
平成19年	5月21日	改正
平成22年	5月17日	改正
平成23年	9月1日	改正
平成27年	10月1日	改正
令和元年	6月11日	改正
令和3年	6月25日	改正
令和3年	9月22日	改正

### 1 趣 旨

21世紀にふさわしい活力ある経済社会を実現するため、女性と男性が共に社会に貢献することができる男女共同参画社会の構築を、現下の最重要課題として位置づけ、農林水産省をあげて取り組むこととしているところである。

男女共同参画社会の実現を真に実のあるものとするためには、各地域段階への取組の浸透を図っていくことが極めて重要である。

このため、農林水産本省担当部局等と密接な連携の下、九州地域での男女共同参画社会の形成に向けた取組の浸透を図るとともに、九州の実態に即した取組を強化するため、九州農政局男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置するものとする。

### 2 構 成

(1) 推進本部の構成は、次に掲げるものとする。

本部長：局長

本部長代理：局次長

部 員：企画調整室長、総務部長、消費・安全部長、生産部長、経営・事業支援部長、農村振興部長、統計部長

(2) 推進本部に推進委員会を設ける。推進委員会は、推進本部の所掌事務について具体的検討を行うものとし、その構成は別表1のとおりとする。

(3) 推進委員会に農山漁村男女共同参画推進部会と九州農政局職員男女共同参画推進部会を設ける。推進部会は、推進委員会で検討された事項についての事務処理を行うものとし、その構成及び事務分担は別表2及び3のとおりとする。

(4) 推進部会長が必要であると認めるときは、特定の事項を推進部会長の指名する者によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

### 3 所掌事務

(1) 男女共同参画社会の形成に係る意識高揚に関すること

(2) 男女共同参画社会形成のための施策の総合的な推進に関すること

- (3) 女性の社会参画の推進に関すること
- (4) 女性の能力開発と経営参画の推進に関すること

#### 4 庶務

- (1) 推進本部及び推進委員会の事務局は、経営・事業支援部経営支援課が行う。
- (2) 農山漁村男女共同参画推進部会の事務局は、経営・事業支援部経営支援課が行う。九州農政局職員男女共同参画推進部会の事務局は、総務部総務課が行う。

#### 5 その他

ここに定めるもののほか、推進本部の運営に関し、必要な事項は、別に本部長が定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成 13 年 7 月 30 日から施行する。

別表 1

### 推進委員会の構成

主 査		経営・事業支援部長
副 主 査		企画調整室長
委 員	企画調整室	調整官
	総 務 部	総務課長
	消費・安全部	消費生活課長
	生 産 部	生産振興課長
	農村振興部	設計課長
	統計部	調整課長
	経営・事業支援部	担い手育成課長 経営支援課長
	推進委員	事務局が各課と協議して指名する職員

別表 2 農山漁村男女共同参画推進部会の構成及び分担

部 会 長		経営支援課長
部会員	経営・事業支援部等	部会長が指名する者 (推進委員のうち5名程度を含む)
事務分担	要領3に定める所掌事務のうち、九州農政局職員男女共同参画推進部会に属さない事項	

別表 3 九州農政局職員男女共同参画推進部会の構成及び分担

部 会 長		総務課長
部会員	総務部等	部会長が指名する者 (推進委員のうち5名程度を含む)
事務分担	要領3に定める所掌事務のうち、農政局組織（県拠点、駐在所、調査管理事務所、事業（務）所（以下「局出先機関」という。）を含む）における男女共同参画の推進に資する研修・意識啓発活動等に関する事項及び局出先機関に対する情報の連絡・収集に関する事項	